

ガット／WTOにおける発展途上国的位置の変化（二）

農業分野を素材に――

ブーティ・ホン・ミン

はじめに

第一章 ガットにおける途上国の位置づけ

第一節 伝統的・個別的特恵制度

第二節 ガットにおける先進国の保護政策

第二章 ガットにおける途上国の行動（二）

第一節 実行計画

第二節 U N C T A D―特恵制度への対応―

第三節 東京ラウンドと途上国

一 途上国の取扱

二 热帯産品の交渉

三 農業交渉

第四節 東京ラウンド以降の実践

一 ロメ協定

二 アメリカのカリブ海域経済復興法

小括

第三章 ガットにおける途上国の行動（二）——紛争解決申立——

第一節 ウルグアイ事件

第二節 ブラジル対EECの砂糖補助金事件

第三節 チリのリンゴ輸入制限事件

第四節 バナナの輸入規制事件

小括（以上本号）

第四章 WTOにおける途上国の分化

第一節 ウルグアイラウンドの交渉

第二節 農業協定の受益国と損害国

結論

はじめに

国際社会では、「発展途上国⁽¹⁾（以下、途上国と略する）の経済問題」は常に多大な論争を招く課題である。そして、国際貿易において、「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度かつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保・・・」やむ」と目的とし、最惠国待遇原則を堅持していた四七年の関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下、ガットと略する）は、七〇年代において、先進国と途上国との間の経済格差を是正するために一般特恵制度を認めるに至った。にもかかわらず、ガットは「先進国グループ」と批判されてきた。また、九五年に、ガットに代わるものとして設立された世界貿易機関（World Trade Organization、以下、WTOと略する）は、その前文において、「成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認める」と明言し、途上国の経済問題を明確にとりあげることを再確認している。しかしながら、WTOの新ラウンドに向けた「シアトル閣僚会議」が、先進国と途上国との間の決裂により失敗に終わつたと言われている。従来「途上国の経済問題」は、このよつた「先進国と途上国との利害対立」の観点から論じられることが多い。⁽²⁾しかし、こうした観点のみではガット及びWTOにおける途上国的位置の変化を説明しきれない。

そこで、本稿では、農業貿易に焦点をあて、この分野におけるガット／WTOの内在的制約を分析し、ガット／WTOにおける「途上国グループ」と「先進国グループ」それぞれの内部・相互の利害対立、さらに個別の先進国と途上国との間の特恵関係を明らかにするとともに、そことの途上国的位置の変化がもつ意義について論じようとする。

思ふ。

そりや、本稿ではまず、ガットにおける途上国的位置づけを解明し、次にその位置づけを変えようとする途上国の行動を論述したのち、最後にWTOにおける途上国分化をめぐる問題点を掘り下げてみたい。

注

- (1) ガット／WTO諸協定の日本語の公定訳では、「低開発締約国、開発途上加盟国」という用語を使用しているが、本稿では、自ら发展途上国という意味で、「发展途上国」の用語を使用する。ガット／WTOにおいて、「发展途上国」に関する統一した基準は存在していないことに注意するべきである。一九四七年のガットは、发展途上締約国に関する定義を明確に規定してはいないが、一八条（経済開発に対する政府の援助）においては、「締約国は、」の協定的目的の達成が、締約国、特に経済が低生活水準を維持する「」とが並んである。がく、開発の初期の段階にある締約国の経済の漸進的開発により容易にそれることを認める」と定める（線引あ著者）。また、本稿では、」の条項に述べたうした締約国を发展途上国とする（以降途上国と略す）。
- (2) Robert. E. Hudacek, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, Second Edition, Butterworth Legal Publishers, 1990, (hereinafter Hudacek, *Developing Countries*) ; Diana Tussie, *The Less Developed Countries and The World Trading System A Challenge to the GATT*, 1987 (hereinafter Tussie, *The Less Developed Countries*) ; Abdulqawi Yusuf, *Legal Aspects of Trade Preferences for Developing States A Study in the Influence of Development Needs on the Evolution of International Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 1982 (hereinafter Yusuf, *Legal Aspects*) ; 佐分晴夫「ガットと途上国」、『国際法外交雑誌』八二巻二号（以下佐分「ガットと途上国」）；柳赫秀「WTOと途上国－途上国の「体制内化」の経緯と意義－」、『貿易と関税』一九九八年七月号、一〇月号。

第一章 ガットにおける途上国の位置づけ

第一節 伝統的・個別的特恵制度

貿易差別の撤廃、自由貿易の促進を通じて締約国間の経済発展に貢献することを目的としたガットは、最惠国待遇原則をその根本的な柱にしていた。⁽¹⁾この原則に基づき、各ラウンドの交渉による関税引き下げが、締約国の產品に対し平等に適用される結果、自由貿易が拡大されることとなる。一方、ガットはこの原則に対して次のような例外を認めている。

まず、ガット一条二一四項は、締約国間の貿易差別の例外（伝統的特恵）を認めている。これは先進国と旧植民地地域との既存の特恵制度の存続を示すものであり、アメリカとイギリス、フランス等による妥協の產物であった。⁽²⁾次に、ガット二五条五項に定める義務免除の下で締結された二国間の特恵待遇（以降個別的特恵と言う）である。その最初の事例が、四八年にアメリカが太平洋諸島の輸出產品に提供した無関税待遇がある。⁽³⁾その後、五二年にリビアの特定輸出產品に対するイタリアの無関税待遇、⁽⁴⁾五三年にパプアニューギニアの諸輸出產品に対するオーストラリアの無関税待遇が認められ、⁽⁵⁾五五年に英國の従属地域に対する待遇、⁽⁶⁾六〇年にはフランスの対モロッコ輸出產品、及びイタリアの対ソマリア輸出產品特恵が締約国團によつて認められた。これらの義務免除はすべて、受益國の経済発展に貢献することを根拠にするものであつた。

その他に、ガット二四条に定める自由貿易地域及び関税同盟がある。EECは自らの共同体がこの条項に当てはまる⁽⁸⁾ことを主張した。この条項 자체は、特恵制度に関する規定ではない。但し、五七年にフランス及びベルギーが

EECの構成国になる際に、それぞれの旧植民地国との特恵関係とEEC通商関係との整合性が問題となつた。⁽⁹⁾ この問題はEEC設立条約「海外の国及び地域の連合」という第四部の中で処理され、その結果次のように定められた。すなわち、この連合関係の目的は、連合諸国の経済的・社会的発展を促進すること、及びこれらの国⁽¹⁰⁾及び地域と共同全体との間に緊密な経済関係を樹立することにある。通商関係については、EECの構成国に適用される原則が、連合諸国と地域にも適用される。また、連合内の関税については、EECの構成国に輸出される連合諸国の産品は無関税の待遇を受けることができる。⁽¹¹⁾ 他方、連合諸国は、構成国の輸出産品に対し、自國の発展と工業化の必要に応じるため関税を徴収し、又は自國の予算の財源とするため財政的性格を有する関税を徴収することができる。⁽¹²⁾

このような連合諸国とのEEC産品に対する課税を認めるこの連合体制は、二四条に定める自由貿易地域に該当するものではない。にもかかわらず、EECは、この体制が連合諸国の経済発展に貢献し、ガット一八条の目的に適合しているとし、二四条を援用し、この「連合諸国との連合特恵」をガットの最惠国待遇原則の例外として正当化しようとした。五七年にこの問題を扱う作業班が締約国団によつて設置された。この場で、連合特恵の枠外の途上国は、連合体制がガット一条に定めていない、EECと連合諸国との新たな特恵関税ブロックづくりであると反対を示した。⁽¹³⁾ すなわち、EEC市場にアクセスする途上国の中でも連合諸国の産品のみが無関税の待遇を受けることになり、これは途上国間の輸出産品の差別を意味し、ガットの規則に反するものである、と。

関税同盟のEECとこの連合諸国との自由貿易地域の形成について規定していないガットは、この問題を棚上げにした。⁽¹⁴⁾ そして、この連合関係に基づき、六三年及び六九年に、ヤウンデ協定IとIIがEECとアフリカ連合諸国との間で締結された。

rijのようじ、伝統的特恵制度、個別的特恵及び連合特恵は（以下、伝統的特恵と述べる）ガットにおける関税ブロックを生み出し、その枠外の締約国とりわけ途上国の、全体又は個別の輸出產品を差別的に扱うのである。rijにまた、枠内の途上国と枠外の途上国との間に利害の対立が現れている。

注

一九四七年のガット1条を参照。

(1) See John H. Jackson, *Restructuring the GATT System*, The Royal Institute of International Affairs, 1990 (hereinafter Jackson, *Restructuring the GATT System*) ; Yusuf, *Legal Aspects*, 他分「ガッタと途上国」。

(2) *Basic Instruments and Selected Documents*, 1st Supplement (hereinafter BISD), pp.14-17.

(3) *BISD*, 2S., pp.93-95.

(4) *BISD*, 3S., pp.21-24

(5) *BISD*, 9S., pp.39-42.

(6) *BISD*, 6S., p.68.

(7) See Treaty Establish the European Economic Community, March 25, 1957, 298 U.N.T.S., p.4, arts. 131-136 and annex IV.

(8) *Ibid.*, art.131.

(9) *Ibid.*, art.132.

(10) *Ibid.*, art.133.

- (13) セイロンは次のような意見を示した。連合関係は「四条八項（b）（自由貿易地域に関する規定）の規定に従わず、EECと連合諸国との間に「關稅その他の制限的通商規則を廢止」せず、ガット一八条に基づく制限は自由貿易地域に適用しない」と述べた。BISD, 6S., p.93; See also John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*, 1969, p.609; Yusuf, *Legal Aspects*, pp.53-54.
- (14) BISD, 6S., pp.104-107.

第一節 ガットにおける先進国の保護政策

ガットは、自由貿易の目的を達成するために最惠国待遇等の基本原則を適用する一方、締約国間の産品の輸出入を阻害するすべての関税外措置を基本的に禁じている。例えば、数量制限の措置はガット一一条⁽¹⁾によって一般的に禁じられる。ただし、農産品については、一一条二項（c）は、次のように国内の農産品の管理、提供などを目的とする政府の措置に対し輸入の数量制限を認めていた。すなわち、「農業又は漁業の産品に対して輸入の形式のいかんを問わず課せられる輸入制限で、次のことを目的とする政府の措置の実施のために必要なもの

（i）販売若しくは生産を許された同種の国内産品の数量又は、同種の産品の実質的な国内生産がないときは当該輸入産品をもつて直接に代替することができる国内産品の数量を制限すること

（ii）同種の国内産品の一時的な過剰又は、同種の産品の実質的な国内生産がないときは、当該輸入産品をもつて直接に代替することができる国内産品の一時的な過剰を、無償又は現行の市場価格より低い価格で一定の国内消費者に提供する（い）により、除去する（い）

(iii) 生産の全部又は大部分を輸入產品に依存する動物產品について、当該輸入產品の国内生産が比較的わずかなものである場合に、その生産許可量を制限すること。」

このように、ガットはすべての產品に対して自由貿易原則を適用しているわけではない。また、ガットが発足してしまもなく、先進国は国内農業を保護しようとした。その典型的な事例はアメリカとEECの農業政策である。⁽²⁾ アメリカでは三三年に農業調整法（Agricultural Adjustment Act）が成立し、その二年後に第二二一条が追加された。⁽²⁾ これは、外国の一次產品がある条件で又は一定の数量でアメリカに輸入された結果、国内の農家プログラムが効果的に実施できなくなったり、そのプログラムの対象產品の数量が減少する場合に、行政府が輸入の数量制限、又は関税を越える特別課徴金の賦課を求めるものであった。実際に、この条項に基づき、小麦や、落花生、落花生油、オート麦、ライ麦、大麦等の農產品には輸入の数量制限が課された。⁽³⁾ この措置はガット一一条二項（c）に規定された例外の枠を越えるものであった。そして、五五年に締約国団は、ガット二五条に基づき、アメリカに対して農產品に関する広範な義務免除を認め、⁽⁴⁾ それにその適用期限を定めず、毎年の報告書を求めるのみであった。一方、ECAは共通農業政策（Common Agricultural Policy、以下CAPと略す）に基づき、六十年代に可変課徴金（variable levy）を適用していた。農產品のみならず、多くの輸入產品に適用された可変課徴金とは、国内目標価格（internal target price）と世界市場価格の格差を埋めるに必要なだけ賦課される変更可能な関税である。

このように、主要な先進国が採用した農業保護政策は、国際農業貿易の拡大への歯止めとなつた。これらの貿易問題及びその解決方法を検討するため、五七年に締約国団が設置した「貿易問題を検討する専門家委員会」は、五八年に「国際貿易の傾向」（Trend in International Trade）という報告書（ハーバラ・レポート）を提出した。この報告書は、先進国の農業保護政策の下で実施される措置を次のようにあげて、それぞれの農業貿易に対する影響を指

摘した。⁽⁷⁾ すなわち、①輸入関税、輸入数量制限、国家貿易、複数為替レート、輸入原料使用比率の強制、輸出国との間の協定などの直接的輸入制限措置である。これらの措置は、輸入產品の価格を引き上げることになる。②輸出補助金、複数為替レート、輸出産業への特別免稅、国家貿易等の輸出を直接奨励する措置である。これらは、競争相手国に不利な価格メカニズムを与える効果がある。③生産補助金、税制上の優遇措置、肥料及び種子等への補助金、特別有利な条件による融資等は国内生産を直接奨励する措置である。

ガットは、この報告書の指摘する問題、特に途上国の農業貿易の抑制・歪曲の問題に対応する形で、五九年に途上国の貿易問題を扱う「第三委員会」⁽⁸⁾を設置した。この委員会では、コーヒー、ココア、茶、綿花、綿製品、ジュート製品、植物油、タバコ、木材等、途上国の輸出にとつて特に重要な品目について検討した。その結果、先進国による次のような農業保護措置が途上国の輸出を阻害していることが明らかになつた。⁽⁹⁾ 第一に、関税措置である。途上国の輸出產品は、全体として、先進国のはそれより高い関税率が賦課されている。さらに、先進国は途上国間を区別し、原産地及び加工程度に基づき、関税を差別的に適用している。原産地原則による関税率の差別とは、アフリカ連合諸國の原産品がEECに輸出されるときに、その枠外の途上国の同種產品より低関税を課せられるということである。また、加工程度による関税の差別とは、未加工の產品（原料の形式）より加工品の方が高い関税を課せられるということである。その結果、途上国の加工品の輸出が阻害されることになった。第二に、輸入数量制限である。途上国の主な輸出產品である野菜種子、油、コーヒー、タバコ、熱帶木材等に対する数量制限は先進国間の共通した措置である。第三に、内国税及び財政関税である。先進国に輸出される途上国の產品は、輸入価格の割合で算定される高い内国税を賦課され、これによつて、途上国の輸出の競争力が低落している。第四に、その他の國家貿易、生産補助金制度である。

」のように、先進国はガットの初期段階から自由貿易を主張しつゝ、その一方でガット規則を骨抜きにする方法によつて自國の農業を保護してきた。その結果、途上国の競争可能な農産品は自由貿易による比較優位の利益が阻害される」とになつたのである。他方、保護主義を採用するEECと連合している途上国は、その枠組みから除外されている途上国よりも有利な待遇を受けていることは明らかである。このような先進国による差別的な政策は、途上国間に利害の対立を発生させる芽になつたと考えられる。

次に、先進国の保護政策を批判する途上国の行動、及びこのグループ内の利益の矛盾を考察してみよう。

注

(1) 一九四七年のガット一一条一項は次のようである。「締約国は、他の締約国の領域の产品的輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売について、都當によると、輸入又は輸出の許可によると、その他措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならぬ。」

(2) See Elmer L. Menzie, "Special United States Restriction on Imports of Agricultural Products", *XL Journal of Farm Economic* 5, December 1963, pp.1002-1006; Varden Fuller and Elmer L. Menzie, "Trade Liberalization vs. Agriculture Import Restriction", *XLVII Journal of Farm Economic* 1, February 1964, pp.20-38.

(3) Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and the International Economic Organization*, The University of Chicago Press, 1970, p.260,
footnote 7 (hereinafter Dam, *The GATT*).

(4) GATT, United States request for waiver in connection with section 22 of the Agriculture Adjustment Act, L315, 1955; BISD, 3S., pp.32-38.

- 説
論
- (5) See K. Dam, "The European Common Market in Agriculture", *LXVII Colombia Law Review*, 1967, pp.209-265.
- (6) *BISD*, 6S., p.18.
- (7) Trend in International Trade, A Report by a Panel of Experts, Geneva, *GATT*, 1958.
- (8) *BISD*, 10S., pp.185-186.
- (9) *BISD*, 15S., p.215.

第二章 ガットにおける途上国の行動（一）

第一節 実行計画

途上国の貿易拡大に関する「第三委員会」の報告では、途上国の農産品の輸出を阻害する措置を明らかにし、こうした措置の撤回を呼びかけた。しかし、この呼びかけは、こうした措置を採用している先進国が応じなかつたため、結果を得られないままに終わつた。そこで、一一の途上国⁽¹⁾は、六三年のガットの閣僚会議において、その貿易問題を扱う「実行計画」(Action Programme)を提出した。興味深いことに、この実行計画を求めるこれらの途上国の中には、EECから連合特恵を受けるいがなる国も含まれていなかつた。この案には、次のような措置が挙げられていた。⁽²⁾①途上国の輸出に対し、先進国は新しい関税又は関税外措置を設けないと、②途上国の輸出產品に適用するすべての数量制限の一年以内の撤廃、③六四年以降、熱帶產品に対する関税の撤回、④途上国の主な輸出

ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（一）（ミン）

产品に対する関税引き下げ、(5)途上国の中製品に対する輸入関税措置の制限及び削除・三年以内に、関税の50%以上の引き下げの計画の作成、(6)内国税の引き下げ、(7)これらの点につき、毎年報告をすること、(8)途上国の経済の多様化、輸出能力の強化、輸出収入の拡大を促進する他の適切な措置をとるよう締約国団が緊急に検討すること。¹⁾のように途上国は、この案を通じて自らが直面している貿易問題を訴え、ガットによる救済を求めた。しかし、先進国はこの案に対して、消極的な態度をとった。EECは、途上国の輸出拡大のためには、より積極的な措置が必要であるという理由で、この計画を支持しなかつた。EECがこのような態度をとつた理由としては、この案が連合諸国に与える影響を懸念したからであるとの指摘がある。²⁾また、他の先進国は、「実行計画」の多くの点を留保していた。

以上のように、この案に関して先進国と途上国との間で意見が異なるが、六二年の閣僚会議では、この案が認められ、実行委員会が設置された。興味深いことに、この委員会はその報告書の中で、EECから連合特恵を受けている途上国、及び英連邦の特恵を受けている途上国とその枠外の途上国との間の利害対立は、対熱帯産品の関税引き下げが困難な状況に陥つた一つの原因であると指摘している。³⁾

注

- (1) その二二カ国とはアルゼンチン、ビルマ、ブラジル、カンボジア、セイロン、キューバ、チリ、ナイジエリア、マラヤ連邦、ガーナ、ハイチ、インド、インドネシア、イスラエル、パキスタン、ペルー、アラビア、タンガニーカ、チュニジア、ウルグアイ、ユーゴスラヴィアであるTussie, *The Less Developed Countries*, p.27.
- (2) BISD, 12S., p.36.

- (5) (4) (3)
Dam, *The GATT*, p.235.
BJSR, 12S., p.38.
Ibid., p.102.

第二節 U N C T A D—特恵制度への対応—⁽¹⁾

以上みてきたように途上国全体は、先進国の農業保護政策によつて農産品の輸出が阻害されてゐると言える。やうに、伝統的特恵によつては、その枠組みから排除される途上国の農産品が差別されるという問題が生じてゐる。ガットは、この問題を効果的に解決することができなかつた。そりや、六十年代の半ばから、幾つかの途上国は国連の場でこの貿易問題の改善を提案した。例えば、六一年の国連第一六回総会決議一七一〇(XVI)では、途上国を開発戦略として「国連開発の一〇年」(United Nations Decade for Development)が採択され、そのなかで六十年代における途上国の経済成長率の目標を年率5%とし、それとともに、農産品の価格安定、市場アクセスの拡大等についても考慮しなければならないとした。⁽²⁾また、六一年の第三四回国連経済社会理事会(Economic and Social Council)は、途上国の強い要請を背景に、ガット貿易体制を批判し、途上国の貿易と開発とを促進するために、ガットに代わる国連主催の会議の開催を提案する「カイロ宣言」を採択した。⁽³⁾途上国側の批判とは、ガットが締約国の経済発展の格差を考慮せずに、最惠国待遇の原則に基づいて締約国の產品を平等に扱おうとするが、これは実際には形式的な平等にすぎないとひつむのであつた。特に、ラテンアメリカ諸国は、少數の途上国のみに適用される既存の特

惠制度は、途上国間を差別するものであると指摘した上で、実質的な平等を具現するために、ガットが先進国と途上国との発展格差を認め、後者に対し、非相互的・無差別的な一般特恵制度（General System of Preferences、以降G S Pと略す）を与えるべきであり、伝統的特恵を漸進的にこの新しい特恵制度に吸収させる事を提案していた。⁽⁴⁾

六二年の国連第一七回総会において、以上の途上国の提案は、国連貿易開発会議を開催する決議一七八五として採択され⁽⁵⁾、この作業を促進するために三二二カ国からなる準備委員会が設置された。この準備委員会は、六三年一月、同年五月及び翌年二月に開催された三回の会合を通じて、貿易開発憲章、先進国の農産品貿易障壁の撤廃、国際商品協定の締結及び特恵の供与等の途上国経済に関する広範な問題を検討した。その結果、六四年に国連貿易開発会議（United Nations Conference of Trade and Development、以降U N C T A Dと略す）⁽⁷⁾の第一回が開催され、途上国のG S P提案を検討することになった。先進国は、この提案に対し消極的な態度を示した。例えば、アメリカは最惠国待遇原則を堅持するべきであるという立場でガットによる貿易秩序を壊すことに対する反対した。イギリスは英連邦特恵の全途上国への拡大ならば受け入れるとした。また、フランスは自国が現に供与している連合諸国への特恵を前提にして、国別、品目別に特恵を提供するべきことを主張した。⁽⁸⁾フランスのこの案は、既に六三年の閣僚会議においてベルギーから出されていました。ベルギーの案は次のようなものであった。⁽⁹⁾①選択的・一時的な特恵は、途上国の工業品を対象にし、一つ又は二つの締約国が共同実行の諸締約国との間の交渉に基づき、供与される。②特恵に関する交渉は、途上国の工業品の輸出競争、市場攪乱及び特恵の期限、水準の問題について行われる。この案はE E Cから連合特恵を受ける国に支持された。U N C T A Dにおいてこのような対立があつたため、特恵に関する具体的合意を得ることはできなかつた。

こうしたU N C T A Dでの行動及び議論を受け、六四年にガットにおいて、貿易開発委員会が設けられた。この

委員会の下での作業班では、途上国全体への特惠に関する議論が引き続き行われた。⁽¹⁰⁾ 例えば、インド及びアラブ連合は次のような共同提案を提出した⁽¹¹⁾。すなわち、①製品及び半製品の輸出拡大は途上国の経済発展を促進するという観点から、締約国は一定の手続にしたがって、途上国の產品に特惠待遇を与えることができること、②この特恵は、すべての途上国から産出される類似の產品に自動的かつ無条件に与えられなければならないこと、③この特惠実施に関する一定の問題を扱う常設委員会を設置すること等を、貿易と開発というガット第四部に挿入すべきであること。

この案について、途上国は、それぞれ異なる態度を示した。⁽¹²⁾ 例えば、アルゼンチン、ブラジル、ジャマイカ、ウルグアイはこの案を支持し、チリは特恵の無条件の供与を強調した。また、ナイジエリアは途上国の経済発展の段階を考慮する立場から、一定の発展段階に達した途上国に対して特恵待遇を付与するべきではないと主張した。一方で、ローデシアは義務免除に基づく個別的情報がこの案によって阻害されるべきではないとした。カメルーンは、農產品輸出国の立場から、製品、半製品に一次產品を加えることを主張し、またEECとの連合協定により特恵を受けているという立場から、新しい特恵が既存の特恵に取り代わってはならないと主張した。カメルーンが主張する後者の点に対して、アラブ連合は、第一回UNCTADで採択された最終議定書の、発展に資する國際貿易関係及び貿易政策を規制する第八原則に定めた、先進国の途上国への非相互主義的一般特恵待遇の供与という原則に基づき、共同提案を正当化した。また、インドは、途上国への無差別の特恵供与勧告がUNCTAD第二委員会ですべての途上国により合意されていることを指摘したのである。⁽¹³⁾

このように、UNCTADで一応統一されるに至った途上国への特惠に関する主張も、各途上国に置かれた立場の違いにより矛盾を含んでいたのである。こうした案に対して、先進国は従来と変わらない反対の立場をとつた。

このような状況を背景にして、オーストラリアは自ら相互主義を求めず、特定の途上国の約六〇品目の製品及び半製品に対し特恵を供与することを提案し、締約国団に対しガット二五条五項に基づく義務免除を求めた。この問題を検討した作業班では、次のような問題が指摘された。①特定の品目に関して特定の国が除外されていること、②途上国間の発展段階の違いを考慮するべきこと、③提案された特恵が既存の特恵より控え目であること、④製品半製品だけではなく、すべての产品に適用されるべきこと、⑤その利益は最惠国待遇の原則に基づき与えられ得ることなどである。にもかかわらず、六六年に締約国団はすべての締約国の生活水準を高め、経済を発展させるというガットの目的が途上国にとつて特に緊急であることに注目した上で、オーストラリア政府の特恵提案がこの目的達成を容易にするものであるという理由で、義務免除を承認した。¹⁴⁾

このことを背景に、翌年四月に米州機構（Organization of American States・OAS）会議において、アメリカは今までのGSPへの政策転換を示した。¹⁵⁾アメリカによれば、特恵は非相互・無差別でなければならず、かつ、逆特恵を認めていた国には与えられないとのことである。この主張にはその後にEECの既存の特恵を撤廃させたいという意図があると指摘された。¹⁶⁾つまり、無差別の原則により先進国が途上国を差別せずに一般的特恵を付与することになるから、これまでのEECの市場における連合特恵が機能し得なくなり、他方連合諸国の市場におけるEEC構成国への逆特恵は、非相互の原則によつて撤廃される。従つて、EECの特恵制度は、枠外の途上国及び先進国（特に競争相手であるラテンアメリカ諸国及びアメリカ）を差別するという効果を失うことになる。

アメリカのこの政策転換をつけ、六八年に開催された第二回のUNCTADにおいて、GSPに対する先進国の立場に変化が見られた。今まで反対を堅持していた先進国が、一時的・一般的特恵の供与が途上国の輸出収入を拡大させ、経済発展のためになると認めたのである。しかしながら、これは原則的なレベルではなく、あくまで実用

的なレベルでの承認であった。これに対し途上国は、原則的特恵の承認を主張した。このように、先進国と途上国との間に特恵制度の法的性質に関する意見対立が存在していたにもかかわらず、GSPの早期導入ということが承認された。その後、特恵特別委員会により、「合意された結論」が採択され、ガット事務局はこの結論を受けて、七一年に、二五条に基づく義務免除によって最惠国待遇と特恵との矛盾を調整し、その結果、途上国に対するGSPは、一〇年間の期限で先進国的好意によって与えられるものになった。¹⁸⁾

注

- (1) 特恵制度について、佐分晴夫「ガットと途上国」；Yusuf, *Legal Aspects*, Dam, *The GATT*, pp.247-255 参照。
- (2) A/RES/1710 (X VI).
- (3) UN Doc. A/5162, 浦野起中編著『第三世界国際関係資料集—第三世界と国際協力—』、一九七六年一月、1118—1319頁。
- (4) 外務省編著『連貿易開発会議の研究』、一九六四年、七五頁；村瀬信也「特恵制度の展開と多辯的最惠国原則』『立教法学』一五号四五—五一頁。
- (5) A/RES/1735 (X VIII).
- (6) ECOSOC/RES/917 (XX X IV), Cordovez, "The Making of UNCTAD, Institutional background and legislative history", *JWTL*.
- (7) Ibid ; 斎藤高宏著『農産物貿易と国際協定—相互依存経済への模索—』御茶の水書房、一九七九年、一七二一—一八四頁。
- (8) See UNCTAD, *Report of the Special Committee on Preferences*, Annex B, TD/B/C.2/I/Add.1, 1965, p.68.
- (9) B/SD, 12S., pp.39-40.
- (10) B/SD, 13S., pp.100-105.

- (11) *Ibid.*, para.4.p.100.
- (12) *Ibid.*, para.4-10, pp.100-102.
- (13) 佐分晴夫「ガットと途上国」五〇頁。
- (14) *BISD*, 14S., p.23, pp.162-177.
- (15) 佐分晴夫「権利の形成と発展（国際法の領域から）」『法社会学』第三十九号四〇頁。
- (16) 佐分晴夫「ガットと途上国」四八—五三頁。
- (17) *UNCTAD/RES21*.
- (18) *BISD*, 18S., pp.24-26.

第三節 東京ラウンド⁽¹⁾

七一年の通貨危機とそれが国際貿易に与えた影響を背景に、アメリカ、日本及びEECは、ガットにおける多角的貿易交渉の開催を七一年に合意し、このラウンドの開催は、七二年の東京での閣僚会議宣言により正式に決定した。⁽²⁾このラウンドにおいて、途上国の取扱いや農業の交渉が、重要な論点となっていた。ハーハードでは、まず途上国の取扱を考察し、次に熱帶産品の交渉を分析し、最後に農業交渉を見てみよう。

一 途上国の取扱い

途上国は、七二年の貿易開発委員会で、途上国のラウンドへの参加条件として次のような事柄をあげている。すなわち、①交渉には、準備段階を含めたすべての段階で、途上国は完全にかつ積極的に参加すること、②交渉は参加に利益をもたらすものでなければならないこと、③交渉の基本原則は、ガット第四部の諸原則を十分に反映していなければならず、そのためには非相互的、無差別的、一般特恵が重要であること⁽⁴⁾、と⁽³⁾。

これを受け、七三年の貿易開発委員会で議論が次のように展開された。まず、多角的交渉の目的は、途上国の経済的、社会的発展を促進し、新しい国際分業を確立すること、及び途上国に追加的利益をもたらすことにある。そして、その交渉過程で、途上国に対するGSPがガットの中に原則として明確に設定され、この特恵待遇が関税外の分野にも適用されるべきである。これに対し、先進国は消極的な立場を示した。まず交渉の目的については、事前に精細に設定することが困難であること、また、GSPは一方的なもので、法的な義務はなく、関税分野にとどめるべきである、とした。

こうした対立の中で、七三年の閣僚会議宣言では、東京ラウンドの交渉目的として、世界貿易の拡大と自由化及び世界人民の生活水準と福祉の向上、並びに、途上国の貿易に対する利益拡大の保証があげられた。そして、交渉原則については、最惠国及びガットの関連条項を維持しながら、相互主義の原則にもとづいて交渉が行われなければならないと規定した。⁽⁶⁾

このように、交渉に先立つ議論の中で途上国は、GSPがガットの正式な原則として組み込まれることが東京ラウンドの場で議論されるよう働きかけた。しかし、七三年の閣僚会議宣言は、交渉の目的及び原則に関して、先進

国寄りのものとなつた。⁽⁷⁾

そこで、七六年にブラジルは、多くの途上国の支持を受け、「枠組みグループ」設置を提案し、そのグループ内の検討対象としてGSPの法的性格と交渉原則をとりあげるべきであるとした。⁽⁸⁾ すなわち、ガットの規定とりわけ最恵国との関連で、途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇のための法的枠組み及び、今後の貿易交渉のためには、相互主義原則の適用可能性が検討されるべきとしたのである。

これを受け、七九年に途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇に関する決議いわゆる授権条項（Enabling Clause）が締約国団によつて採択された。⁽⁹⁾ この条項は、次のように規定している。すなわち、ガットの一条にもかかわらず、締約国は途上国に対し、関税のみならず、関税外措置においても特別のかつ一層有利な待遇を与えることができる。それは、途上国間の取極、及び後発途上国に対する特別待遇にも適用される。ただし、この待遇は、他の締約国との貿易に対する障壁を拡大したり、不当な困難を与えてはならず、また最恵国ベースでの貿易障害の削減、除去の妨げになつてはならない。また、先進国は、途上国との貿易に対する関税その他の障害の削減交渉において、途上国への参加のために相互主義を期待しない。さらに、途上国からの強い反対にもかかわらず、次のような卒業条項（Graduation Clause）の規定が導入された。すなわち、途上国は、その経済の漸進的発展と貿易状況の改善に伴い、ガットの規定と手続の下で譲許や交渉をしたり、相互に合意された行動をとる能力の向上が期待され、それによりガットの下での権利義務の枠組みへのより完全な参加が期待される、と。

このように、七一年に一〇年の期限で認められたGSPは、この条項によつて期限を定めずに延長され、かつ関税外の措置にまで拡大された。しかし、途上国が求めていた、特恵の原則性に関するガットの修正は、依然として認められていない。その法的性格は最恵国待遇原則の例外であり、行使を先進国の善意に委ねるもので義務ではない

かつた。そして、この例外的・一時的な性格は、卒業条項にも明確に反映されている。交渉原則についても、先進国のは主張を支持する相互主義にもとづくものであった。

論

二 热帯產品の交渉

途上国は、七三年の議論において、主要な輸出產品に対する公正な取引価格の確保や、先進国の市場への参入条件の改善、とりわけ農業品の輸出を妨げる関税措置及び数量制限を削減するよう主張した。そして、七三年の閣僚會議宣言で、熱帯產品が特別かつ優先の分野として取り扱われることに決定した。

これを受け、熱帯產品に関する交渉グループが七五年に設けられ、ここで、熱帯產品の輸出に関する問題が確認された。それらは、先進国の関税措置、衛生検疫基準などの関税外措置、内国税、数量制限、特に加工程度による関税エスカレーション、輸出国間を差別する関税待遇（伝統的特恵）などである。そして、交渉方式について途上国は、熱帯產品に対する関税及びその他の障害措置を削減することや、加工程度による関税エスカレーションを制限することなどを提案した。その他に、熱帯產品の価格を安定化し、先進国の市場に対するアクセス機会を改善するという観点から、特定の熱帯產品に関する協定を交渉する提案も出された。しかしながら、これらの提案のいずれも先進国には受け入れられなかつた。最後に、七五年七月、このグループ交渉の会合において、従来のリクエスト／オファーの方式の下での二国間交渉が適用された。⁽¹⁾ここで、途上国は、熱帯產品のみならず、農業品、原料、鉱物、及び半製品も含む関税譲許に関するリクエストを提出した。これに対して、七七年の交渉において、EC、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、カナダ、日本などは、対熱帯產品のオファーをするものの、

ラウンドの交渉全体が終了しない限り、そのオファーに拘束されることがないし、途上国がリクエストした他の產品については、農業交渉や関税交渉の結果を待つべきであるとした。また、アメリカはオファーを与える条件として、途上国も互恵的譲許を与えるべきであるとした。七七年以降にも、交渉が臨時に開かれたが、実のない状態のままであった。⁽¹²⁾

このように、熱帶產品の交渉が、途上国にとって重要な枠組みであるにもかかわらず、結果は得られなかつた。そして、熱帶產品の交渉が特別かつ優先の分野であるという考えは、實際の交渉において反映されず、東京ラウンドの閣僚会議宣言の中にとどめられてしまった。

三 農業交渉

上述のようにガットにおいて、農業品は、自由貿易の例外として取り扱われ、EEC及びアメリカなど主要な先進国は、ガットの初期から農業保護政策を採用してきた。ただし、アメリカ政府は、七〇年代に入り、主要農業品に世界市場における競争力の向上が見られたため、自由貿易政策へと変更していった。⁽¹³⁾ そして、アメリカの農業品の輸出の妨げになつたEECの農業保護政策—CAPを打ち破ることが、東京ラウンドの交渉におけるアメリカの最大の目的だつたとも言われている。⁽¹⁴⁾ このことは、東京ラウンドの交渉に先立つ議論及び交渉過程で明らかになつた。

東京ラウンドの宣言が正式に決定される以前の七二年にアメリカは、農業品を工業產品と同様自由貿易原則の下で、関税引き下げや、関税外措置の交渉内で処理すべきであると主張した。これに対してEECは、農業問題をそ

の経済的・社会的性格の観点から個別グループで交渉するべきという考えをとつた。こうした対立の中で、七三年の閣僚会議宣言では、農業の交渉目的として、この分野の特別な性格及び問題を考慮する交渉方法を包含する、といふ曖昧な取り決めがなされた。

このように、交渉以前の議論で、既にアメリカとEECの意見が対立しており、交渉の困難さが予見されている。⁽¹⁵⁾

まず、七四年—七五年の交渉段階において、アメリカはCAPを交渉対象にすることを意図し、関税や関税外措置など、農業品に対するすべての貿易障壁を検討するべきという立場に立った。これに対して、EECは、CAPの基本方針及びその仕組みのいずれも交渉対象とはならず、さらに国際農業市場の安定性を確保する観点から、主要な農業品である穀物、食肉及び酪農產品に関する交渉を農業交渉に取り入れるべきであるという考えをとつた。

こうした中で、七五年五月に両者の間に妥協が見られ、その結果、農業交渉が、穀物、食肉及び酪農產品の三つのグループに細分化され、他の特定の農業品に関する交渉は、リクエスト／オファーの形で二国間ベースで行われることが決められた。⁽¹⁶⁾ ただし、小麦に関しては、国際小麦理事会（International Wheat Council—IWC）と平行して検討されることとなつた。よつて、七七年のガットの下での穀物交渉は、IWCに包摂されることになつた。⁽¹⁷⁾ また、食肉及び酪農產品に関する交渉は、後に牛肉に関する取極及び国際酪農品取極へと発展した。この両協定は、⁽¹⁸⁾ 貿易条項を直接に規定するというより、締約国間の情報交換の促進を目的としている。牛肉に関する取極では、牛肉を輸出する途上国の追加的利益の確保及び所得水準の維持、改善をその目的としてとりあげ、そのためには、途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇の付与について実行可能及び適当なものに限つて考慮する、と一般的に規定した。また、国際酪農品取極の中で、途上国に対する配慮として食糧援助を規定する他は、途上国の農業問題についていかなる規定も見られない。そして、二国間の交渉は、主にアメリカ、EEC、カナダ及び日本との交渉に

ルジル⁽²⁾めりだ。

のよばに、農業交渉では、交渉自体がアメリカ及びEECなどの主要先進国に限られたため、途上国の農業貿易に関する問題に直接に触れられることなく、有名無実な一般的規定として見送られた。これは、特定の農業品に關する二国間交渉にも見られる。すなわち、リクエスト／オファーによる二国間ベースの交渉では、対象產品の重要な輸出入国である先進国のみがその交渉に参加^{やめる}のである。IJのよつた交渉方法が、途上国^の利益を反映する形であるとは言えないであらう。

4.2

- ガット／WTOにおける發展途上国^の位置の變化（一）（ミン）
- (5) (2) Report by the Director-General of GATT, *Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations* (hereinafter *GATT Report*), 1979, p.1.
BSD, 19S., pp.51-67.
- (4) (3) (2) BSD, 19S., p.23.
- (5) (2) Report by the Director-General of GATT, *The International Trade and the Tokyo Round Negotiation*, Princeton University Press, 1986 (hereinafter *Winham*, *The International Trade*); 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』日本関税協会、一九八〇年（以降『東京ラウンドの全貌』と略す）；佐分晴夫「ガットと途上国」、五九—七〇頁；Gerald M. Meier, "The Tokyo Round of multilateral Trade negotiations and the Developing Countries", *13 Cornell International Law Journal*, 1980; Bela Balassa, "The Tokyo Round and the Developing Countries", *13 JWT*; Tigran I. Ibrahim, "Developing Countries and the Tokyo Round", *14 JWT*; A. Yusuf, "Differential and More Favourable Treatment: The GATT Enabling Clause", *14 JWT*.

説論

- (6) *BISD*, 20S., pp.19-22.
佐々木夫「ガバナンス論」六一頁。
(7) *GATT Report*, pp.66-108.
(8) *BISD*, 26S., p.203.
(9) *BISD*, 19S, pp.26-28.
(10) *BISD*, 20S, pp.57-59, 79-94; 東京トウケンの全貌、一一四四、一一四五頁。
『東京トウケンの全貌』、一一四六-一一五〇頁。
(11) Peter G. Peterson, *The United States in the Changing World Economy*, Vol.1, *A Foreign Economic Perspective*, London : British-North American Research Association, 1971, p.30.
(12) Roger Burbach, Patricia Flynn, *Agribusiness in the Americas*, Monthly Review Press, 1980 (hereinafter *Agribusiness*).
(13) 『東京トウケンの全貌』、八九、九〇頁。
(14) 『同上』、九一-九四頁。
(15) 『同上』、九七頁。
(16) 『同上』、九七頁。
(17) 『同上』、九七頁。
(18) 『同上』、九七頁。
(19) *BISD*, 26S., pp.84-115.
Wingham, *The International Trade*, pp.248-252.

第四節 東京ラウンド以降の特恵実践

一 ロメ協定

前述のように、六三年及び六九年の両ヤウンデ協定⁽¹⁾が、連合特恵に関する規定の下で結ばれた。そして、イギリスが七二年にEECに加盟したことを契機に、英連邦旧植民地諸国（アジア諸国を除く）との特恵関係を、EECの特恵枠組みに整合させる必要性が生じてきた。⁽²⁾そこで、六九年のヤウンデ協定が終了した七五年にEECとアメリカ、カリブ及び太平洋地域の四六カ国（以降は、ACPと略する）との間に五年間有効のロメ協定（ロメI）が締結された⁽³⁾。

ヤウンデ諸協定及びロメ協定双方には、貿易に関する規定が含まれている。ヤウンデ諸協定の下で、EECとほとんどの連合諸国との間に個別の自由貿易協定が締結された。こうした協定の下で連合諸国の产品がEECに無関税で輸出されるが、その見返りとして連合諸国はEEC諸国からの輸出产品を無関税としなければならない（逆特恵）。すなわち、このことは連合諸国に輸出される際に、ガット締約国の产品はEEC諸国とのそれと差別されるとを意味する。前述のように、アメリカは、この逆特恵に反対し、この逆特恵を供与する途上国をアメリカのGSPの受益国から排除した⁽⁶⁾。

これに対し、七五年のロメ協定には、次のような特徴がある。第一に、同協定は、ガットの下でGSPが認められたことを受けて、EEC諸国への輸入产品に対するACPの「逆特恵」の付与義務を排除した⁽⁷⁾。第二に、協定第二編の下で、ACPの一定の一次产品輸出から得られた収入の安定化を図ることを目的とする体制が設けられた⁽⁸⁾。

すなわち、ACPは、一定の重要な一次産品の輸出収入が過去四年の実績を大幅に下回る等の諸条件を満たす場合に、EEC諸国から一定の資金が与えられることになった。⁽⁹⁾これは、資金を受ける対象産品の市場アクセスに直接関与しない賠償的な資金とされるが、実際にはロメ協定から除外される途上国はこれを受けることができず、その同種産品の差別を意味するものであった。第三に、輸出収入の安定化体制の一部として、EECのCAPの対象産品であるACPの砂糖については、数量割当や補助価格等、第三国⁽¹⁰⁾の砂糖を差別するという、ACPにとつては有利な条件付きの取り決めが第三議定書の中で具現された。⁽¹¹⁾第四に、協定第六議定書は、EEC市場に対するACPバナナの輸出促進を目的として、協定の締結時点及びそれより過去の実績に比べて不利でない市場アクセス条件を確保している。⁽¹²⁾

ロメ協定は三回にわたって交渉されたが、その基本内容は維持されている。⁽¹³⁾ロメIIは八〇年、ロメIIIは八五年、及び一〇〇〇年二月まで有効とするロメIVは八九年に締結された。特にロメIVの下では、ACPバナナのEEC市場に参入する機会の確保が一段と重視され、それを促進するために、第五議定書が設けられた。この議定書によつて、EECはACPのバナナの市場アクセスの確保、その生産、輸出条件の改善、有利な待遇の付与、その実施に向けた適切な措置の適用を約束した。⁽¹⁴⁾

二 アメリカのカリブ海域復興法⁽¹⁵⁾

アメリカ政府は、自国に対するカリブ海域の経済的政治的影響を認識し、八一年にこの海域の経済回復のために、一方的な特恵を提供する「カリブ海域イニシアチブ」(Caribbean Basin Initiative) とこう提案を議会に提出した。八

11年に、この提案が「カリブ海域経済復興法」（Caribbean Basin Economic Recovery Act⁽¹⁶⁾、以下、CBERAと略す）という名称で立法化され、八四年から一一年間を有効期限として発効した。⁽¹⁷⁾この法は次のような条件付きでカリブ諸国から輸出される主な産品に対し、非相互的、無関税の待遇を与えるものであった。すなわち、①繊維製品や、原油、砂糖等、GSPの下で待遇を受ける産品は、対象産品から排除されること、②受益国は、国際貿易諸規則を実施し、米国からの輸出産品への市場アクセスを拡大し、外国の知的財産権の保護等をある程度まで実施すること、③ニカラグア等、共産圏の途上国がCBERAの受益国から排除されること。

八三年にアメリカは、締約国団に対し授権条項に基づき、ガット二五条による義務免除を求めた。その根拠は、CBERAが開発プログラムであり、貿易と関税の待遇、技術支援措置を通じてカリブ諸国の経済回復及び発展に貢献する⁽¹⁸⁾ことであった。

ところが、この義務免除を検討する作業班は、CBERAの法的性格に関して次のような問題を提起した。⁽¹⁹⁾まず、授権条項第一項により、途上国への特別待遇が一般的、非相互的、無差別のものでなければならないが、CBERAは特定の途上国のみに差別的に与えていること。次に、カリブ諸国の砂糖輸出に適用される数量制限が、ガット三六条一項（b）、四項及び五項（途上国への輸出収入となる輸出産品に対する最大の市場アクセスの拡大を求める）に適合していないこと。⁽²⁰⁾さらに、受益国に対し条件を設定するCBERAは、次のような授権条項5項に反する」と。すなわち、途上国は、自らの発展、財政及び貿易のニーズに反するいかなる譲許の提供も求められてはならず、先進国はこれを求めてはならない。最後に、CBERAが政治的な理由でニカラグアに特恵待遇の供与を拒否することは、締約国の非経済的理由による貿易制限措置の適用の回避を内容とした八二年ガット開催会議宣言第七項（iii）に反する」と。

E E C 等幾つかの締約国も、⁽¹⁾この義務免除がガット⁽²⁾一四条の規定から離脱する貿易地域を作り出す可能性を懸念した。

この懸念は、C E B E R A は G S P に基づく授權条項と実質的に適合せざり、途上国間を差別する新たな特恵を生み出るものであった。ハーディ⁽³⁾は「1991年に締約国団は⁽⁴⁾」の問題を解決するために、「11五条五項に基づき⁽⁵⁾」C E B E R A に対する最惠国待遇原則の義務免除を認めたのであった。

注

- (1) Convention of Association between the European Economic Community and the Africa and Malagasy States Associated with that Community, Jul. 20, 1963, 2 I.L.M., p.971 (1963); Convention of Association between the European Economic Community and the Africa and Malagasy States Associated with that Community, July 29, 1969, 9 I.L.M., 1970, p.484.
- (2) Treaty Concerning the Accession of Denmark, Ireland, and the United Kingdom of Britain and Northern Ireland to the European Economic Community and to the European Atomic Energy Community, Jan. 22, 1972, O.J.SPECT.ED.5, 1972.
- (3) ACP-EEC Convention of Lome, (Lome I) Feb. 28, 1975, 14 I.L.M., 1975, p.595.
- (4) 高盧氏義著、『ローマ協定と開発の国際法』、成文堂、一九九一年)曰、Claude Cheyson, "The Lome Agreement : Co-operation Rather than Confrontation", 9 J.W.T. 6, 1975 (hereinafter Claude Cheyson, The Lome Agreement), Cosgrove Twitchett, *Europe and Africa : from association to partnership*, Saxon House, 1978, Carol Cosgrove-Sacks, *The European Union and Developing Countries The Challenges of Globalization*, Macmillan Press Ltd, 1999 (hereinafter Carol Cosgrove-Sacks) 参照。
- (5) 1991年のヤウント協定(1条)「項は次のとおりである。... each Associated State may retain or introduce customs duties and charges

having an effect equivalent to such duties which correspond to its development needs or its industrialization requirements or which are intended to contribute to it budes.”.

(6) Claude Cheyson, The Lome Agreement, p.698.

(7) ハサウエーの口メ協定ナシ一項サ次モハレバニ提ヌケ。“In view of their present development needs, the ACP States shall not be required, for the duration of this Convention, to assume, in respect of imports of products originating in the Community, obligations corresponding to the commitments entered into by the Community in respect of imports of the products originating in the ACP States, under this Chapter.”.

(8) ハサウエーの口メ協定ナシ一長条セ次モハレバニ提ヌケ。“With the aim of remedying the harmful effects of the instability of export earnings and of thereby enabling ACP States to achieve the stability, profitability and sustained growth of their Economies, the Community shall implement a system for guaranteeing the stabilization of earnings from exports by the ACP States to the Community of certain products on which their economies are dependent and which are affected by fluctuations in price and/or quantity.”. *14 I.L.M.*, 1975, p.609.

(9) *Ibid.*, art. 18.

(10) ハサウエーの口メ協定ナシ議定書（ACP協定）一条サ次モハレバニ提ヌケ。“The Community undertakes for an indefinite period to purchase and import, at guaranteed prices, specific quantities of cane sugar, raw or white, which originated in the ACP States and which these States undertake to deliver to it”. Art.5.3 provided that “The Community undertakes to purchase, at the guaranteed price, quantities of white or raw sugar, within agreed quantities, which cannot be marketed in the Community at the price equivalent to or in excess of the guaranteed price”. *14 I.L.M.*, 1975, p.636.

(11) ハサウエーの口メ協定ナシ議定書（ACP協定）二条サ次モハレバニ提ヌケ。“As regards its exports of banana to the EEC, no ACP State will be placed, as regards access to the markets and market advantages, in a less favourable situation than in the past or at present”; *14 I.L.M.*, 1975, p.640.

- 論
記
- (12) See Carol Cosgrove-Sacks.
- (13) Second ACP-EEC Convention of Lome, Oct. 31, 1979, 1980, *19 I.L.M.*, 1980, p.327 ; Third ACP-EEC Convention of Lome, DEC. 8, 1984, *24 I.L.M.*, 1985, p.571 ; Fourth ACP-EEC Convention of Lome, DEC 15, 1989, *29 I.L.M.*, 1990, p.783.

(14) □ × IV 標幟譲定書（八十）の前文は次のよう規定。“The Community and the ACP States agree to the objectives of improving the conditions under which the ACP States' bananas are produced and marketed and of continuing the advantages enjoyed by traditional suppliers in accordance with the undertakings of Article I of this Protocol and agree that appropriate measures shall be taken for their implementation.”, *29 I.L.M.*, 1990, p.897.

- (15) See, W. Charles Sawyer, “Caribbean Basin Economic Recovery Act Export Expansion Effects”, *20 JWT*, 1986, Wolfgang Benedek, “The Caribbean Basin Economic Recovery Act : A New Type of Preference in GATT?”, *20 JWT*, 1986 (hereinafter Wolfgang Benedek).
- (16) United States : Caribbean Basin Economic Recovery Act [August 5, 1983], *22 I.L.M.*, 1983, pp.1381-1388.

(17) *Ibid.*, Sections 212-213.

(18) *BISD*, 31S., p.20, L5573.

(19) See, Report of the working party on the United States Caribbean Basin Economic Recovery Act (CBERA), *BISD*, 31S., pp.180-198.

(20) *Ibid.*, p.191.

(21) Wolfgang Benedek, pp.38-41.

(22) *BISD*, 31S., pp.20-23.

小括

以上みてきたように、自由貿易原則を本旨とするガットの、とりわけ農業分野における次のような内在的制約は、「先進国グループ」と「途上国グループ」との間の利害対立、並びに、それぞれの内部の矛盾を反映していると同時に、個別の先進国と途上国との利害関係を現すものと言えるだろう。

第一に、EC、アメリカなどの主要な先進国がガットの初期から農業保護政策を堅持していたため、この自由貿易原則は、先進国の競争可能な工業品に適用されるにすぎず、途上国が主に輸出する農業品に適用されるものではなかつた。先進国は農産品の競争を歪曲する国内助成、輸出補助金、関税外障壁などの措置で国内農業を保護しようとした。特に輸出補助金は、農業品の国際価格を下落させるため、途上国の農業品の輸出を阻害するにとどまらず、国内の農業生産自体を阻害し、食糧輸入依存の状況までもたらすこともある。これに対して途上国は、実施計画、改善提案及びラウンドの交渉など、様々な方法によつて締約国団が途上国の深刻な問題に目を向けるよう努力してきた。しかしながら、これらの行動は、当初期待されたほどの結果を得られないままに終わった。

第二に、最惠国待遇原則の多くの例外として認められている伝統的特恵は、先進国が特定の途上国に限つて付与するものであるため、途上国間を差別的に取り扱うものとなり、特恵受益国（特にACP諸国）とそれ以外の途上国（特にラテンアメリカ諸国）との間に利害の矛盾・対立を必然的に生じさせることとなつた。これは、上述の途上国の行動が失敗に終わつた一つの原因でもあつた。そこで、ラテンアメリカをはじめとする途上国は、国連の場ですべての途上国に対する無差別・非相互的特恵制度の提案を持ち出した。この途上国間の矛盾・対立の裏側には、アメリカ対EC、いわゆる先進国間の対立がみられる。ECと連合諸国との関税ブロックを打ち破ろうとした

アメリカの政策は、GSPの実現につながるものとなつた。しかしながら、これもまたガット一条の例外として処理され、先進国の善意による行使に頼る限定的なものでしかなかつた。これに対して、東京ラウンドの場で途上国は、GSPがガットの正式な原則として組み込まれることを強く要求した。しかし、ラウンドで採択された授権条項では、これは依然として認められなかつた。さらに、授権条項に取り込まれる卒業条項の下で、先進国はGSPの受益国を選択することができる。これは、アメリカがカリブ諸国に適用するCBERAに反映されていると言えよう。このように、伝統的特恵及びGSPがガットの中で並行して生きていたのである。

以上のように、ガットにおける「途上国グループ」と「先進国グループ」それぞれの内部・相互の利害対立、また個別先進国と途上諸国との特恵関係を、農業分野において考察してきたが、その中で、ガットにおける途上国の位置の変化が、次のように表面化してきていると言えよう。まず、ガットが発足してからまもなく、先進国が農業保護政策を堅持していた状況において、少数の途上国は、伝統的特恵を付与される形で特別に取り扱われていた。このような特恵は、個別国家の関係、あるいは、旧植民地関係の所産であつたと言えよう。次に、六〇年代に入り、途上国は、以上の一連の行動により農業における自由貿易及び公正な取引を求めた。しかしながら、こうした行動はそれほどの結果が得られなかつた。そこで、途上国、特に特恵の枠外のラテンアメリカ諸国は、国連の場で先進国との経済格差を是正するため、「途上国全体」に対する非相互的・一般的特恵制度（GSP）の実現を提案した。交渉の結果、GSPは最惠国待遇原則の例外として七一年にガットの中に取り入れられた。この特恵制度の性格は、伝統的特恵とは異なり、経済発展への貿易と輸出収入の拡大という視点から、「途上国全体」に与えるものである。このように、GSPの実現によって途上国は、先進国から区別される、明確な位置を獲得できるようになつた。

第三章 途上国行動（二）—紛争解決申立—

ガット法の改善を求めて、その一方で、途上国は、紛争解決手続を通じて先進国との農業に関する貿易紛争を締約国團に付託し、救済を求めた。ここで、幾つかの事件を考察してみよう。

第一節 ウルグアイ事件

本件でウルグアイは、一五の先進国が主要な温帯産品の輸出に適用した五六七の貿易制限をめぐる紛争を六一年に紛争解決小委員会に対し申立をした⁽¹⁾。

それ以前の六一年九月、ガット理事会の会期中に、ウルグアイは、すでにこれらの貿易制限品目を提出し、締約国團が貿易制限を減少させるよう、次のように提案している。「(a) ガットに反するすべての貿易制限の撤回、(b) 違法な貿易制限を隠しているすべてのウェーバーの停止、(c) 途上国の輸出に影響を与えるすべての制限の法的正当性に関する事務局の審議」。

この案が認められなかつたため、ウルグアイは貿易制限をめぐるこの紛争を小委員会に付託したのであつた。小委員会の紛争解決過程において、ウルグアイはEECのCAPをガットに適合させるよう小委員会の勧告を要請した。ウルグアイは、自らの輸出がこれらの貿易制限によって相当減少し、一般協定が想定している全般的な利益のバランスを享受することができなくなることを申立の理由にした。このような事態は、ガット二三条三項に規定する「利益の無効化又は侵害」にあたるというのである。締約国團は、この申立をとりあげた。ウルグアイは、小委

員会に対し当該措置のガット法上の合法性について勧告を下すよう要請したが、具体的な貿易制限に関する論議を拒否し、貿易障害となるいかなる証拠も出さなかつた。⁽³⁾

こうした受動的な申立の態度は、個別の先進国からの反発を回避したいからだと説明されている。⁽⁴⁾ 結局、小委員会は、申立国が論証及び情報を提供していないため勧告をすることは不適切であると宣言し、当事国で妥当な解決を得るための協議をするよう勧告を下した。⁽⁵⁾ 締約国団は、ガット二三条三項に基づいて、この勧告を採択する際に、七つの被申立国に対し、ウルグアイの利益を侵害し、又は無効にしうる措置の撤回について検討するよう勧告を下し、六三年三月一日までにその実施に関する報告書を提出するよう求めた。⁽⁶⁾

六三年五月一六日にウルグアイは、締約国団に対して、七カ国の報告書を検討し、その勧告実施の程度(degree)に関する判断を下すことを目的とする小委員会の設置を要請し、これは認められた。⁽⁷⁾ 今回の小委員会は、被申立国との勧告実施程度について判断を下すことが委員会に与えられた権限の範囲外であることを理由に、ウルグアイの要求を拒否した。⁽⁸⁾

六四年にウルグアイは、再び、勧告の実施を強制するよう、また六三年に小委員会が未だ審理していない輸入制限措置に対し勧告をするよう小委員会に要請したが、再びいかなる法的な根拠も示さなかつた。⁽⁹⁾ 今回の小委員会は、勧告・裁定の実施強制に関するウルグアイの要請を拒否し、また未審理の輸入制限については、二三条一項の定める手続に基づいて、当事国との間での協議がなされていないことを理由に、これを退けた。⁽¹⁰⁾ 結局、第一回の小委員会報告と同様に、ウルグアイが被申立国との相互的・多様な協議を通じて妥当な解決を求める勧告内容となつた。⁽¹¹⁾

ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（一）（ミン）

(1) GATT Document L/1647(1961), REPORT OF THE PANEL ON URUGUAYAN RE COURSE TO ARTICLE XXIII, L/1923-B/ISD , 11S., p.95 (hereinafter L/1923).

(2) WTO Compilation.

L/1923, para 2.

Hudec, *Developing Countries*, p.240.

L/1923, para.12.

CONCILIATION, URUGUAYAN RE COURSE TO ARTICLE XXIII, L/2074-B/ISD , 13S., p.35, para.2 (hereinafter L/2074).

Ibid., para.4.

Ibid., para.6.

URUGUAYAN RE COURSE TO ARTICLE 23, L/2278-B/ISD , 13S., p.45 (hereinafter L/2278).

Ibid., para.1.

Ibid., para.3.

Ibid., para.11.

L/1923, para.22.

L/2278, para.12.

第二節 ブラジル対EECの砂糖補助金事件

この事件の事実関係は、次のようにある。EECは、CAPの一環として、地域内の砂糖及びロメ協定の受益国⁽¹⁾の砂糖を対象に、砂糖輸出の拡大、輸出価格と世界市場価格との格差の是正を目的とする輸出補助金を付与してい⁽²⁾た。七八年に、ブラジルはEECにこの輸出補助金について協議を要請したが、満足な結果が得られなかつたため、同年、ブラジルは締約国団に小委員会の設置を要請した。ブラジルは、とりわけ次のように主張した。この補助金は「当該產品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない」というガット一六条三項⁽³⁾に反し、同条一項に基づくブラジルの利益に重大な損害を与える⁽⁴⁾又は与えるおそれがある⁽⁵⁾。

七九年に、締約国団はブラジルの申立をとりあげ、小委員会を設置した。同年に小委員会は以降の内容の報告を提出した。小委員会は、EECの輸出砂糖に付与した資金が一六条に規定する輸出補助金であり、この補助金措置は、砂糖の市場価格を下落させ、ガット一六条一項にいう「他の締約国の利益に重大な損害を与える」ことに当たると認定した⁽⁶⁾。しかし、小委員会はEECの輸出補助金が「当該產品の世界輸出貿易における当該国の衡平な取分をこえる」との結論を下すことはできなかつた。なぜなら、申立国はEECの砂糖輸出の増加と申立国⁽⁷⁾の砂糖輸出の減少との関係が証明されなかつたからである。そこで、小委員会は申立国⁽⁸⁾が提供した証拠ではEECの措置がガツト一六条三項に違反することを立証しえないと認定するにどまつた。八〇年一月に、同報告は締約国団によつて採択された。この事件において、EECはガットの規定に反していないとされたので、いかなる是正も求められなかつた。

しかし、EECの砂糖への補助金問題は終了したわけではない。八一年にオーストラリア及び途上国^(ア)の九カ国

ルゼンチン、ブラジル、コロニアリア、キューバ、ドミニカ、イングランド、カラグア、ペルー、フィリピン）は、何うした小委員会の認定に對して満足せず、ガット二二一条一項に基づき（）E E Cに協議を要請したが、この協議も不調に終わった。しかし、これらの九カ国はE E Cとの紛争を小委員会に申立なかつた。おそらく、「ブラジル対E E Cの砂糖補助金」事件において、E E Cがガットの規定に反していな（）されたので、今回も小委員会に付託しても解決されないとの認識があつたものと考えられる。

注

(1) EUROPEAN COMMUNITIES-REFUNDS ON EXPORTS OF SUGAR, COMPLAINT BY BRAZIL, L/5011-BISD, 27 S., p.69
(hereinafter L/5011).

(2) *Ibid.*, para.3(a).

(3) 二六条三項は次のように定める。すなわち、「…締約国は、一次産品の輸出補助金の許与を避けるように努めなければならぬ。ただし、締約国が自國の領域からの一次産品の輸出を増加するようない（）れかの形式の補助金を直接又は間接に許与するときは、その補助金は、過去の代表的な期間における当該産品の世界輸出貿易におけるその締約国（）の取分及びこのような貿易に影響を与えたか又は与えると思われる特別の要因を考慮して、当該産品の世界輸出貿易における当該締約国（）の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない。」すなわち、この条項によつて締約国は、当該産品に対し補助金を与える際、「当該産品の世界輸出貿易における当該締約国（）の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない」とする。しかし、「衡平な取分」とはどういうものであるか、明確な規定が存在していなかつた。申立国は、問題となつてゐる補助金がガット二六条三項に反する」とを主張するところに、当該補助金と世界の輸出貿易における被申立国（）の衡平な取分の拡大との

因果関係を立証しなければならないのである。

- (4) ガット一六条一項は、次のように定める。すなわち、「締約国は、補助金（なんらかの形式による所得又は価格の支持を含む）で、直接又は間接に自国の領域からの產品の輸出を増加させ又は自国の領域への產品の輸入を減少させるものを許与し、又は支持するときは、当該補助金の交付の範囲及び性格について、自国の領域に輸入され又は自国の領域から輸出される產品の数量に対して当該補助金の交付が及ぼすと推定される効果について、並びにその補助金の交付を必要とする事情について、書面により締約国團に通告しなければならない。その補助金が他の締約国の利益に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあると決定された場合には、補助金を許与している締約国は、要請を受けたときは、その補助金を制限する可能性について、他の関係締約国又は締約国團と討議しなければならない。」。

L5011, para.2.2(a),(b).

(5) *Ibid., para.4.3.*

(6) *Ibid., para.5(g).*

(7) *Ibid., para.5(e).*

(8) *Hudec, Enforcement of International Trade Law, p.331.*

第二二節 チリのリンク輸入制限事件

本件の事実関係は次のようである。EECはCAPの一環として地域内のリンクゴに対し次のような保護政策を適用していた。すなわち、①市場価格が、「参考価格」（地域内の生産平均コストに基づく下限価格）より下落する場

合には、EECの構成国は特定価格でリンゴを購入することができる。②こうした市場価格の変動を理由にリンゴの販売を中止する生産者は、政府から代償を得ることができる。③第三国（²）のリンゴ輸入価格が「参考価格」より低い場合には、当該輸入リンゴは、通常の関税以外に賠償的税金が賦課される。④リンゴの輸入が地域内の市場搅乱又はそのおそれを生じさせる場合に、EECの規則の下では、その輸入を停止し、又は追加的課徴金を課することができる。

七九年にEECは、チリを含むリンゴ輸出国（アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド及び南アフリカ）との間に輸出自主規制⁽²⁾に関する協定締結に向けて交渉し、同年のうちにチリを除くこれらの四ヵ国との間で協定が成立した。チリとの交渉で満足な結果が得られなかつたEECは、七九年四月に、チリのリンゴに対し、四月二十五日から八月一五日までの期間、輸入停止の規制を課した。

同年五月に、チリは締約国團に小委員会の設置を要請した。チリは次のように主張した。すなわち、EECがりんごの輸出諸国と輸出自主規制を締結しながら、チリの同種のリンゴを直接割当で制限することは、ガット一三条第一項（数量制限の無差別適用）に違反している。また、当該措置によつてチリに損害が生じるので、EECはチリに代償を払うべきである。これに対して、EECは当該輸入制限がガット一一条二項（c）（i）（数量制限の一般的禁止の例外）⁽⁴⁾によつて正当化されると主張した。

同年に、締約国團はチリの申立をとりあげ、小委員会を設置した。小委員会からは、同年のうちに以下の内容の報告が提出された。すなわち、EEC諸国（⁵）の政府がリンゴ市場に介入する手段として、市場からリンゴの販売を中止する生産者に代償を与えることは、ガット一一条二項（c）（i）に定める国内產品の数量制限に当たる。従つて、EECの対チリ産リンゴの輸入制限措置はこの条項によつて正当化される。しかしながら、小委員会はこうし

た結論を得られる根拠についてはこれを説明しなかつた。八〇年に、同報告は締約国団によつてコンセンサス方式の下で採択された。⁽⁶⁾

その後、八八年に、チリは、EECのリンゴ輸入制限に対し再び申立をした。⁽⁶⁾ この事件も、七九年の事件と全く同様の事実関係であったが、チリは、七九年に述べた主張の他に、今回は、とりわけ次のような申立理由をあげている。すなわち、①当該輸入制限措置を適用する時に、チリが途上国であることを考慮に入れなかつたEECはガット第四部（貿易及び開発）の一般的な義務及び三七条二項（c）（途上国の輸出能力の開発への協力義務）に違反している。②当該措置によつてチリに損害が生じるので、EECはチリに代償を払うべきである。⁽⁷⁾

これに対し、小委員会は、次のようにこの措置が一一条二項によつては正当化されないと、七九年の小委員会とは異なる認定を下した。すなわち、①チリ産リンゴは、EEC産のリンゴと同種の产品であること、②EECの過剰リングの除去措置は政府の措置であり、かつ生産者にリンゴの下限の価格を確保しながら、他方ではEEC諸国が購入するリンゴの最大量を定めていない。従つて、この措置は、ガット一一条二項（c）（i）に定める国内產品の数量を制限するようなものではない。こうした根拠に基づいて、小委員会はEECの対チリ産リンゴの輸入制限措置がガット一一条二項（c）（i）によつては正当化されないとし、EECの当該の輸入制限がガット一三条（数量制限の無差別適用）に反しているとの結論を下した。⁽⁸⁾ 当該措置がガット第四部に反するというチリの主張については、小委員会は次のように判断した。すなわち、ガット第四部三七条二項（c）によつて、先進国は、途上国の利益に影響を及ぼす措置をとるに先だち、可能なすべての建設的な救済措置を検討しなければならない。ところが、EECは当該措置がチリ産リンゴの輸出に影響を及ぼすにも拘わらず、措置の適用を回避する適切な努力をしていない。ただし、当該措置は、ガット第一部に違反していると認定しているので、第四部に反することに

ついて検討する必要はないとする。チリの代償要請について小委員会は、まず次のようじ、代償に関する規定を参考している。⁽⁹⁾①四七年のガットは、代償に関するいかなる規定も定めていない。②「七九年の了解の附属書の規定」及び「途上国の輸出に影響を及ぼす数量制限に関する留意」が明示してあるように、四七年のガットに反する措置が即時に撤回されない場合に限つて、代償は暫定的任意的な措置として、違反されたる当事国に適用され得る。こうした資料に照らして、小委員会は「EEC及びチリは代償について適切な交渉をする」とができるが、小委員会にひとひし、この問題について勧告を下すことは適切ではないと思われる。」と判断を下した。⁽¹⁰⁾

注

- (1) EEC-Restriction on imports of apples from Chile (1), *L5047-BSD*, 27S., p.98 (hereinafter *L5047*).
- (2) 輸出自主規制とは、輸入国は国内の産業を保護するため、輸出国に対してその輸出を規制するよう押しつけるものである。輸出自主規制を実施する輸出国は、ある產品について、他国への絶対的な輸出数量又は輸出割合を制限するのである。Terence P. Stewart, Editor, *The GATT Uruguay Round A Negotiating History (1986-1992)*, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1993, p.168 (以下 Stewart, *A Negotiating History* と略す) ; Bela Balassa, "The "New Protectionism" and the International Economy", *2 JWTL*, 1978, p.409 ; UNCTAD, *Implications for Developing Countries of the New Protectionism in Developed Countries*, UN Doc.TD/226, 1979.
- (3) ガムルー二条二項（c）によることは、本稿第一章第一節参照。
- (4) *L5047*, para.12.8-12.18.
- (5) *Ibid.*, para.12.27.
- (6) EEC-Restriction on import of dessert apples-complaint by Chile (2), *BSD*, 36S., p.93.

- (7) *Ibid.*, para.8.1-8.4.
 (8) *Ibid.*, para.12.20-12.27.

(9) (10) 一九七九年の「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解」の附属書四項は次のように定める。すなわち、「代償に関する規定は、当該措置を直ちに撤回することが実行可能でない場合に限り、かつ、一般協定に適合しない措置を撤回するまでの一時的な措置としてのみ、適用するべきである。この手続を利用する国は、第二三三条に定める最後の解決手段として、締約団の許可を得て、他の締約国に対し譲許その他の義務の履行を差別的に停止する」とができる」。

- (11) *Ibid.*, para.12.34-12.36.

第四節 バナナ輸入規制事件

この事件の事実関係⁽¹⁾は、次のようなである。八八年以降、EECはアメリカ及び日本に次ぎ世界第三位のバナナ輸入地域となつた。九一年に、EECで販売されたバナナのうちで、ラテンアメリカ諸国のバナナ（以降、ラテンアメリカのバナナと略する）は65%、ACPバナナは16%、EECバナナは19%を占めていた。EECにバナナを輸出する主要なラテンアメリカ諸国とは、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、パナマ及びホンジュラスである。⁽²⁾

また、前述のよう⁽³⁾に、八九年にEECとACPとの間で締結されたロメⅣ一六八条一項及び第五議定書の下では、EEC市場に対するACPバナナの輸出促進を目的として、これらの国に一定量まで輸入免税の特恵待遇を認めて

いる。

他方、EECの構成国は個別のバナナ輸入政策をもつている。バナナ生産諸国のフランス、ギリシア、ポルトガル、及びスペインは、国内バナナ産業を保護するために、第三国からのバナナに対する輸入数量制限を適用していた。また、かつてACPと植民地関係を有していた英國、フランス及びイタリアは、ACPバナナとこれを輸入、販売する自國企業を保護するために、ラテンアメリカのバナナに輸入制限措置を適用していた。これに対して、ベルギー、デンマーク、ルクセンブルク、アイルランド、及びオランダは輸入数量制限を適用せず、20%を課税する一方、ACPと植民地関係をもたなかつたドイツは、ラテンアメリカのバナナに数量制限をせず、無関税の輸入を認めていた。⁽⁵⁾

九二年に、上記のラテンアメリカのバナナ生産国はEECに対し、その構成国のバナナ輸入規制について協議を要請したが、満足な結果が得られなかつた。そこで、同年に申立国は、EEC諸国との様々な輸入規制、特に輸入数量制限及びACPへの無関税の特恵が、ガット一条（最恵国待遇原則）、二一条（数量制限の一般的禁止）及び二四条（関税同盟及び自由貿易地域）等に適合していないことを理由に小委員会の設置を要請した。これに対しても、EECは、当該輸入制限は二二条二項（c）（i）（数量制限の一般的禁止の例外）によつて認められること、また、ガット一条の最恵国待遇原則に反するとはいへ、ACPへの関税特恵はロメIVの一六八条及び第五議定書に基づくものであり、この協定はガット第四部に関連して、自由貿易地域を定める二四条によつて正当化されると反論した。翌年の九三年に締約国団は、このバナナ紛争をとりあげ、小委員会を設置した。同年に小委員会から出された報告は次の内容であった。まず、EEC諸国の輸入制限については、ガット二条一項に適合せず、二二条二項（c）（i）に定める基準を満たさない輸入制限であると、小委員会は認定した。⁽⁶⁾ 次に、ガット一条に反するACPへの

特恵待遇が二四条によつて正当化されるかについては、小委員会は次のように判断した。ロメⅣの下での貿易規制については、EEC諸国の產品に輸入関税を適用しながら、ACPの產品に一方的無関税を与えることから、これはガット二四条に定める自由貿易地域の規定に該当するものではない。また、ACPへの関税特恵はガット第四部に関連する二四条によつて正当化するものではない。すなわち、ガット第四部は他の規定に加えて、途上国に対する先進国の義務を定めているが、第四部は締約国に対し、ガット一条の規定に反する特恵の付与を認めるわけではなく、また、ガットの各部に定める義務を排除するために設けられたものでもない⁽⁸⁾。従つて、小委員会は、EECがACPへの関税特恵をガットの条項に適合するものとなるよう、または、ガット二五条の下で関税特恵へのウェーバーを求めるよう、勧告を下した⁽⁹⁾。小委員会の報告書は、コンセンサス方式の下で締約国團によつて採択される運びであったが、EEC及びACPに反対されたため、採択されなかつた。

このように、EECは、地域内のバナナ産業の保護、構成国のバナナに関する輸入規制の統合、ロメ協定に基づくACPのバナナに対する特恵待遇の付与、ドイツなどEEC地域の市民に対する適切なバナナ価格の確保、並びに、ラテンアメリカ諸国のバナナ輸出への考慮という諸問題に直面していた⁽¹⁰⁾。

そこで、九三年七月に、EECは、国内助成措置及び貿易規制から構成されるバナナに関する規則404／93を発効した。この貿易規制では、六三年からEEC諸国で適用されてきた20%の従価税を従量税に替え、対EEC輸出バナナを、①伝統的ACPバナナ（伝統的にEECに輸出しているACPの「一定量」のバナナである）、②非伝統的ACPバナナ（上記の「一定量」のバナナをこえる分を輸出しているACPのバナナ、及び従来EECにバナナを伝統的に輸出していないACPのバナナである）、及び③第三国バナナ（伝統的ACPバナナ及び非伝統的なバナナ以外のバナナであり、その大部分は、ラテンアメリカ諸国のバナナである）という三つのカテゴリーに

分け、それぞれに対し、関税割当を与える。すなわち、（a）伝統的ACPバナナに八五七七〇〇トンまで非関税の割当を付与しながら、（b）非伝統的ACPバナナ、及び第三国（バナナ）に二百万トンまで関税割当を与える。さらに、この関税割当の枠において、ACPバナナは免税を与えられながら、第三国（バナナ）は一トン当たり100ECUを課税せられている。そして、この割当を越えて輸入されるACPバナナに一トン当たり750ECU、第三国（バナナ）に850ECUを課税している。その上、対EEC輸入バナナは、輸入許可が必要とされるにとかかわらず、EEC地域のバナナは、EEC市場で制限されることなく販売できるとする。^[1]

これに対して、同年にバナナ・第一事件の申立国は、再びEECに上記のバナナ輸入規制について協議を要請したが、その協議も満足のゆくものとならなかつた。同時に、申立国は、小委員会を要請し、EECのバナナ輸入規制はガット一条、二条、三条、一一条、一二条、一三条、一六条等に反すると主張し、同年のうちに、締約国団はこの紛争をとりあげて、小委員会を設置した（バナナ・第二事件）。

申立国（バナナ）の多くの主張の中で、バナナ・第一事件における、ACPバナナに対する特惠待遇を巡る争点が繰り返された。申立国は、とりわけこの特惠待遇が途上国間を差別していると批判し、この特惠は最惠国ベースですべての途上国に適用されるべきであると強調した。^[13]これに対して、EECは、次のように反論した。すなわち、ACPに対する特恵は、政治・経済・法的理由によりEECに不可欠のものである。またEEC市場はACPバナナにとって唯一の販路であるが、一方、ラテンアメリカのバナナは他の多くの地域に輸出されている。EECがACPバナナに特恵を与えないといすれば、ラテンアメリカのバナナとの競争によつて、ACPバナナはEEC市場から排除されてしまう。そうなれば、特定のACPの経済全体が崩壊することになりうる、と。^[14]この争点については、小委員会はバナナ・第一事件の小委員会の認定を支持し、申立国に有利な報告を提出した。しかし、EEC及びACP

が反対したたゞ、この報告はロハヤハサス方式のトド締約国団による採択されたばかりなかつたのである。⁽⁵⁾

論述

- (1) EEC-Member State's Import regime for Bananas, GATT Panel Report, Jun. 3, 1993, DS 32/R, *GATT FOCUS*, July 1993 (hereinafter *Banana case 1*).
- (2) General Agreement on Tariffs and Trade : Dispute Settlement Panel report on the European Economic Community- Import Regime on Banana, [January 18, 1994 (Not Adopted)], 34 I.L.M. 1995, p.177, para.10 (hereinafter *Banana case 2*).
- (3) 本稿第一章第四節参照。
- (4) ACP バナナを輸入し、販売する英國企業である「Geest」及び「Fyffes」は、一九九一年に本国の市場を60%、25%を占有するなどとされ、Sutton Paul, "The banana regime of the European Union, the Caribbean, and Latin America", 39 *Journal of Interamerican Studies & World Affairs*, Summer 97, Issue 2, p.6.
- (5) Commission Regulation 288/82, 1982 O.J (L 31), WTDS 27/R, para.3.5 (hereinafter *Banana case 3*).
- (6) *Banana case 1*, para.2.
- (7) *Ibid.*, para.326-327.
- (8) *Ibid.*, para.368-369.
- (9) *Ibid.*, para.375.
- (10) Bessko, Zsolt K, "Going Banana over EEC preferences? A look at the banana trade war and the WTO's understanding", 28 *Case Western Reserve Journal of International Law* 2, Spring 96, p.265.
Banana case 2, para.11-12.

(12) 申立国は、EECのバナナに関する輸入規制がガット一条、二一条、二三条、三条及び一条（内国民差別）、八条、一六条、一条（関税特恵待遇）、二四条、二二一条（h）、二三条に反すると主張した。

(13) *Banana case 2*, para.33.

(14) *Ibid.*, para.35.

(15) *Ibid.*

小括

前章において見てきたように、先進国は自由貿易を推進するべきであると呼び掛けながら、途上国の競争可能な農産品に対する保護措置を適用してきた。こうした先進国グループと途上国グループとの利害対立は、途上国の紛争申立（「ブラジル対EECの砂糖補助金」事件、「ウルグアイ」事件、「チリのリング輸出制限」事件、及び「バナナ・第一／第二」事件）においても明らかになつた。農業分野に関してガットの紛争解決手続を利用する途上国の中の数は少ないとはいえ、途上国は同様の紛争を二度、三度にわたり小委員会に申立てることで、先進国の措置の違法性を訴えてきた（「ウルグアイ」事件、「チリのリング輸出制限」事件、及び「バナナ・第一／第二」事件）。ところが、これらの事件における小委員会の勧告内容又は勧告実施の両面から見て、途上国に満足な結果が得られたとは言いがたい。つまり、先進国はガットのルールの例外（チリのリング輸入制限事件における輸出補助金の許与——六条三項）を援用し禁止の例外——二条二項、ブラジル対EECの砂糖補助金事件における輸出補助金の許与——六条三項）を援用し

たり、そのルールを骨抜きにする形で（チリのリング輸入事件における輸出自主規制の協定）国内の農業を保護していた。ただし、小委員会は、こうした先進国による保護措置がガットに反するとはしなかった。先進国による保護措置がガットに反すると小委員会が判断を下した場合においても、その報告がコンセンサス方式によって採択されるため、当該報告は先進国の拒否により、採択され得なかつた（バナナ・第一／第二事件）。さらに、小委員会の報告が採択されても、先進国が小委員会の勧告を実施しない場合には、途上国は実際には経済力の差により対抗措置を適用できる可能性が少ない。そのため、途上国は、先進国の勧告の実施（ウルグアイ事件）や、先進国による措置から受けた損害への賠償という問題（チリのリング輸入制限事件）を小委員会に訴えた。しかしながら、小委員会は、小委員会の権限の範囲外という理由で前者を退け、また後者に対しても、賠償を勧告することが不適切であるということでそれを拒否した。このように、ガットの下での紛争解決制度では、途上国の抱える困難な問題の解決に役立たないことが露呈されたと言わなければならぬ。

さらに、先進国グループと途上国グループとの間の利害対立に加えて、「ブラジル対EECの砂糖補助金」事件及び「バナナ・第一／第二」事件では、ガットにおける途上国間の利害対立の存在が明らかになつた。ここで、申立国とEECとの紛争の裏に、EECの特恵を受けていた途上国（ACP）とその枠外の途上国との利益の衝突が存在していた。前述のように、枠外の途上国は、この特恵関係がガット二四条に反すると、ガットにおいて主張したが、この問題は棚上げにされていた。そのため、「バナナ・第一／第二」事件では、EECが二四条を援用し、ACPに対する特恵を正当化しようとした。しかし、小委員会の報告は、この主張を退け、この特恵関係がガット二四条に反するという、枠外の途上国の主張を支持する明確な判断を下した。これらの申立に先立ち、枠外の途上国がこのような伝統的特恵を打ち破ろうとし、UNCTADの場で、非相互的・無差別的な一般特恵制度を提案し

た。その結果、一般特恵制度は、七一年に二五条に基づく義務免除の形でガットで正当化され、七九年の授権条項によつて正式に認められた。この一般特恵制度は法的義務であるという途上国の要求にもかかわらず、先進国の善意によつて与えられるものにとどまり、その法的安定性が確保されていない。これに対して、ロメ協定による特恵は、法的な義務であり、法的安定性が確保されているが、その対象国が限定されており、途上国間の対立の原因となるものであつた。

注

(1) 本稿第一章第一節参照。